

『貿易風—中部大学国際関係学部論集—』執筆要綱

2006年1月18日

2007年2月21日 改訂

2014年5月21日 改訂

2015年6月17日 改訂

2016年6月15日 改訂

(1) 本誌に投稿する権利は、下記の項目のいずれかに該当する者が持つものとする。共著の場合、執筆者全員がa～dのいずれかに該当すること、および、分担の範囲が明示されていることを必須の要件とする。

- a. 中部大学国際関係学部(以下、本学部)に所属する専任、準専任、客員教授、特任教授、特命教授、研究員、名誉教授などの教育職員。
- b. 本学部の授業科目を担当する非常勤の教育職員。
- c. 本学大学院国際人間学研究科に在籍する大学院生(*付帯条件有。(4)を参照のこと)。
- d. 本学部所属する教員が編集委員会に推薦し、委員会にて掲載が適当と認められたもの。

ただし、諸般の事情により投稿の全てを掲載できない場合もある。最終決定権は編集委員会を持つものとする。

(2) 論文のほか、研究ノート、資料、翻訳、書評、その他を掲載する(原則として1人1篇。共著も可)。各執筆者は応募申し込みの際に、所定の用紙に記されたジャンル名を選択、必要事項を記入したうえで、編集委員または学部事務室に提出すること。編集委員会は各執筆者の選択を精査し、必要とあればジャンルや文体、レイアウトの変更を求めることができる。

- ①「論文」とは、「査読付きの論文」を指す。「研究ノート」以下、「資料」、「翻訳」、「書評」、「その他」は原則として査読制をとらず、編集委員会で採否を決定する。査読制については(8)を参照のこと。なお、「論文」で寄稿する場合には、英文サマリーを500words以内で作成し、編集委員もしくは学部事務室に「完成原稿」と合わせて提出するものとする。
- ②「研究ノート」とは、「論文にする前の中間報告」(例えば、法学の場合、判例研究がこれに該当する)や「本格的な論文というよりは、それにいたるまでの着想や問題提起をねらった試論的なもの」等を指す。
- ③「資料」とは、「国内外での実態調査、資料収集調査の報告、翻刻」を指す。
- ④「その他」とは、査読制をとらない論文(エッセイなど)のほか、研修制度等を利用して海外に行った教員による報告、学部が主催する講演会などの記事、教育活動報告(学士論文の一覧や博士論文の審査記事・要旨、修士論文の要旨など)や学会動向記事、研究業績詳細、各学科・教室の記録に残すべき取り組みの記事などを指す。ちなみに、研究業績詳細の言う「研究業績」とは、文字化されたものを指し、学会での口頭発表や講演などを含まない。

(3) 上記(1)のaあるいはbに該当する者が本誌に寄稿するに際しては、自由投稿と自己責任の原則に則るものとする。

(4) 本学大学院国際人間学研究科に所属する院生が「論文」への寄稿を希望する場合には、応募申し込み時に指導教授もしくは副指導教授の推薦書を添えて提出することとする。また、「論文」

以外のジャンルへの寄稿を希望する場合には、指導教授もしくは副指導教授にその旨報告し、目を通してもらったうえで応募申込書を提出するものとする。なお、いずれのジャンルに寄稿を希望する場合であっても、謝辞ないしは注で指導教授もしくは副指導教授の氏名を明記することを必須の要件とする。

- (5) 和文の場合、論文は28000字(400字詰め原稿用紙に換算して70枚)以内、研究ノート他は16000字(40枚)以内を原則とする。欧文他の場合、論文は、原則として「1行65字、ダブルスペース32行」で50枚以内、研究ノート他は30枚以内とする。これらの字数制限などを遵守しない投稿は掲載できない。
- (6) 和文の場合、常用漢字・新仮名遣いを用いて横書きとすることを原則とする。論文には欧文タイトル・著者名のローマ字表記をつける。
- (7) 特殊文字や写真、図表等を多用する場合は、あらかじめ編集委員会に相談のこと。特殊文字は書体・サイズ等を指示し、一覧表を作成して原稿に添付する。なお、写真や図表を使う場合には、縮尺の大きさを明示すること。
- (8) 編集委員会は、論文につき査読(レフリー)制を適用し、本誌において査読論文であることを明示する。
- (9) 各執筆者は、必ず清書した「完成原稿」(例えば、母語以外で執筆した場合は、執筆者の責任においてネイティブ・スピーカーのチェックを済ませた原稿)を締切日必着で編集委員または学部事務室に提出すること。その際、各執筆者は「完成原稿」を保存した記録媒体と打ち出し原稿の2つを用意し、提出するものとする。なお、手書きの原稿を提出する者は、教育研修費等を利用して事前にデータ化〔記録媒体に保存可能なフォーマットに手書き原稿を電子化すること〕をはかり、打ち出し原稿を添えて提出するものとする。
- (10) 「翻訳」の掲載を希望するにあたっては、訳者は応募申し込み書を提出する以前に必ず原著者からの掲載許可を得て手続に入ること。
- (11) 注と参考文献は各論文の末尾に置き、各篇通し番号とすることを原則とする。
- (12) 校正は執筆者校正とし、原則として3校までとする。誤植以外の加筆・修正は必要最小限にとどめる。
- (13) 原稿料の支払いは行わない。ただし、上記(1)のdに該当する者で編集委員会が必要と判断した場合には、その限りではない。本学部長の了承のもと、執筆者に対し原稿料を支払うものとする。
- (14) 抜刷の制作に係る費用はすべて執筆者負担とする(教育研修費からの支出も可)。
- (15) 本誌に掲載されたことにより、学術情報リポジトリへの公開の承諾を執筆者から得たものとする。